

○遠軽町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成26年4月21日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、町長が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定（以下「認定等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等（法第53条に規定する低炭素建築物の新築等をいう。以下同じ。）をしようとする地域に、次の各号に掲げる事項が定められている場合は、当該各号に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号までの計画（地区計画等）

イ 遠軽町の定める条例、要綱等により緑地の保全に関する制限等の内容

(2) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

(事前審査)

第3条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（以下「調査機関審査」という。）又は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を依頼し、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 適合証は、法第54条第1項第1号に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、第2条第2項に定める内容に適合するよう届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条に規定する認定申請書を町長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項の申出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、北方建築総合研究所構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、省令第41条に規定する図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 適合証

(2) 第2条第2項に定める内容に適合することを証する書類の写し

(認定の通知)

第7条 町長は、計画の認定をするときは、法第54条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、省令第45条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者は、認定等を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、取りやめ届（様式第2号）に認定通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定を受けた計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報

告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 法第56条により町長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第12条 町長は、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第5号）を申請者に送付するものとする。

（改善命令）

第13条 法第57条の改善命令は、町長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第14条 法第58条の規定による認定の取消しは、町長が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月21日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第17号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第13号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

取下げ届

年 月 日

遠軽町長 様

届出者 住所
氏名

次の認定の申請を取り下げるので、遠軽町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

- 申請年月日
年 月 日
- 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無
- 申請に係る建築物の位置
- 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 取り下げ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第2号（第10条関係）

取りやめ届

年 月 日

遠軽町長 様

届出者 住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築を取りやめたいので、遠軽町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けたもの）の氏名又は名称
- 7 取りやめ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- （注意） 1 ※印欄は記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号（第11条関係）

工事完了報告書

年 月 日

遠軽町長 様

報告者 住所
氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、遠軽町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 建築工事完了年月日
年 月 日
- 8 工事施工者
【名称】
【建設業の許可番号】
【所在地】
【電話番号】

9 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

【住所】

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【所在地】

10 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 「10 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
4 建築基準法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。
5 建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。

様式第4号（第11条関係）

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

遠軽町長 様

報告者 住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、遠軽町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 認定に係る建築物の位置
- 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 新築等の状況

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月		
第		
係員印		

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第5号（第12条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

遠軽町長



別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、遠軽町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、遠軽町（代表者 遠軽町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方

5 理由

様式第6号（第13条関係）

改善命令書

第 号
年 月 日

様

遠軽町長



次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、遠軽町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、遠軽町（代表者 遠軽町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3 認定建築主の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方

6 命ずる措置

7 改善の期限
年 月 日

様式第7号（第14条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

遠軽町長



都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、遠軽町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、遠軽町（代表者 遠軽町長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名又は名称
- 6 理由

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第10条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第7号 (第14条関係)